

高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第13条 (省略)</p> <p>附則 1 この要綱は、平成16年4月16日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第3項及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 この要綱は、平成17年4月22日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成18年4月7日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成19年4月5日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成20年4月9日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成21年4月2日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年4月19日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年4月7日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年3月21日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第13条 (省略)</p> <p>附則 1 この要綱は、平成16年4月16日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第3項及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 この要綱は、平成17年4月22日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成18年4月7日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成19年4月5日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成20年4月9日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成21年4月2日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年4月19日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年4月7日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年3月21日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>

附則 この要綱は、令和5年 月 日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表第1（第3条関係）～別表第6（第6条関係）（省略）

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
(生年月日)

高知県こうち山の日推進事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、高知県こうち山の日推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

目的：

内容：

2 補助金交付申請額 円

3 関係書類

別表第1（第3条関係）～別表第6（第6条関係）（省略）

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
(生年月日)

高知県こうち山の日推進事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、高知県こうち山の日推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

目的：

内容：

2 補助金交付申請額 円

3 関係書類

(1) 事業計画書（別紙1）

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

- (4) 納税の義務がない場合は、その旨を証明する申立書（別紙3）
- (5) 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別紙4）
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める関係書類

別記

第1号様式（第5条関係）別紙1～第5号様式（第9条関係）（省略）

- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

- (4) 納税の義務がない場合は、その旨を証明する申立書（別紙3）
- (5) 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別紙4）
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める関係書類

別記

第1号様式（第5条関係）別紙1～第5号様式（第9条関係）（省略）